

明治後期～大正期の社会教育政策と青年教育

— 近代日本の青年教育史（その2） —

高 森 充

要 旨

明治30年前後から、大正期にかけての青年教育を考察する。主として、実業補習学校による「実務青年」の教育、青年会から青年団に組織化される農村＝「田舎青年」、学校体系の傍系に位置づけられた青年教育問題を中心に検討する。

1. この時期の問題性

紀要12集において、近代日本の青年教育史（その1）として、ほぼ次の諸点の考察を進めた。即ち明治前期の近代学校の成立過程において、いわば正系の学校に対して、その代置的機能、補足的機能を果たした「小学夜学校」や「貧民夜学校」の実態と役割を愛知県下の例を中心に見てきた。

他方、青年集団の形成を、封建的な若者組からその再編成ともみられる青年会への展開として、やがて、早熟な日本帝国主義の青年対策の中に吸い上げられてゆくコースが予想されていた。

ここでは、上述の諸点に引き続いて、主として、次の2点の検討に当てられる。一つは明治後期にようやく登上しはじめる社会教育政策の中で青年教育はどのように展開するか。今一つは大正期に入って、農業中心の経済から工業化時代における青年教育問題——農村の青年教育のそれが、どのような形で展開するか。その問題の集約点として「臨時教育会議」に至る勤労青年教育問題を検討したいと思う。

所で、明治後半期——この時期は日本資本主義発達史の上からは、産業革命期に当り、明治20年前後の軽工業部門、続いて30年前後の重工業部門と、短期間に日本の社会は工業生産を中心とする産業・技術の変革——それだけに激しい矛盾を伴いながら——を経験した。それに続いて、早くも侵略的な帝国主義への傾斜が見られる時期である。従って社会教育政策も、その下での教育政策も又、そのような日本資本主義の跋行性に強く規制される。働く青年にとって、正規の中等学校進学への道を閉ざされた場合、実業補習学校以外にその向学心を満たす適当な教育機関はほとんど存在

しなかった。

他方、明治末期の所謂「冬の時代」かって石川啄木が「時代の閉塞」を批判したように、日本資本主義発展の跋行性によって、社会の各分野にいくつかの矛盾が露出しはじめる。だから正にこの時期に所謂「社会教育」——それまでは「通俗教育」の名で呼ばれていた——の重要性が政府によって注目されはじめる。⁽¹⁾ 学校教育の内容が現実と遊離し、多くの学校に形式主義と無気力が支配していた時期でもある。学校教育だけでは足りない、学校教育以外の不就学者や義務教育終了後の働く青年、さらに一般国民の教育をしっかりと政府の統制の下におきたいと考える。「思想の悪化」を防ぎ、「国民道徳思想の陶冶」をはかる必要があった。明治41年10月13日の戊申詔書にいう所の「勤儉産ヲ治メ……華ヲ去リ実ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ……」と警告せざるを得ない事態をむかえていた。しかし同時にそれは政府が民間の華美を戒めざるを得ない程に、経済の発展がいちじるしい時期でもあった。経済の発展を背景に、中等教育段階（高等小学校・実業補習学校を含めて）への急速な進学水準の上昇があり、従って又それが、中等教育段階での複線型・階級的学校体系改革への広はんな社会的要求となる。

それ故、この時期は「教育改革への道」はどのような社会的プロセスで醸成されてゆくかを検討するテストパターンを提供しているともいえよう。（その意味でこんにちの問題につながる重要な時期であると考えられる）

2. 実業補習学校の成立と展開

明治26年（1893）11月「実業補習学校規程」が制定された。その第1条に「実業補習学校ハ諸般ノ実業ニ従事シ又ハ従事セントスル児童ニ小学校教育ノ補習ト同時ニ簡易ナル方法ヲ以テ其職業ニ要スル知識技能ヲ授クル所トス」と規定している。まだ中等実業教育制度すら整備されていない段階で、どうして実業補習教育——勤労青少年の教育の制度化——が具体化したのか。もっとも、「実業補習学校」は既に明治23年小学

校令第2条、第3項に「小学校の一種」として法令上はじめてその名が見えている。(但し、実現をみなかった)このような教育機関設置の要求は工業教育——実業教育の先覚的指導者、例えば浜尾新などの教育意見に早くから出ている。しかし基本的な背景は次の小学校就学水準の状況⁽²⁾と、それに対応する義務教育年限の問題と関連している。

表1

	明治	就学率	就学義務
5. 「学制」公布	6	28.1	
西南の役	10	39.1	○教育令(12年)16か月
「教則綱領」	14	43.0	○改正教育令(13年)3年、但し毎年少くとも16週
内閣制実施	18	49.6	○小学校令(19年)小学簡易科3年
大日本帝国憲法	22	48.2	○(23年)就学義務3年
実業補習学校令	26	58.7	
27～28日清戦争	30	66.7	
32. 実業学校令			○(33年)義務教育4年制
	34	88.1	
37～38日露戦争	38	95.6	
	40	97.4	○義務教育6年制

先づ何故「小学校教育の補習」が問題となるのか。上の表に明らかなように、明治26年現在で小学校令児童の就学率はようやく58.7%であり、当時義務教育は4年、就学義務は3年も認めただから、義務教育年限の延長又はこれに代わる補習教育は重大な政策的課題であったといえよう。言うならば小学校義務教育の補強手段、学校教育の補足的機能としての勤労青少年の教育(実務教育)の登壇である。

次に、何故「実業教育」が問題となるのか。この時期は既に軽工業部門の産業革命が進行し、やがて重工業部門に移ろうとする時期である。にも拘らず、中等教育段階における産業・実業の教育は未発達であり、中等教育はほとんど「高等教育の予備門たる」情況に過ぎなかった。従って、実業補習学校規程と共に出された文部省訓令⁽³⁾に曰く「輓近宇内各国ノ富力ハ年一年ニ倍加シ進テ止マサルノ勢アリコレ蓋科学盛ニ興リ其ノ發明ノ応用ヲ各般ノ実業ニ及ホシ細大ノ技術ヲ尽シ以テ百倍ノ生産ヲ収ムルニ外ナラス我国ハ方ニ文明ノ進歩ヲ見ルニ拘ラスコノ科学的ノ知識能力ハ未

タ普通人民ニ浸潤セス教育ト労働トハ画然トシテ特別ノ界域ニ立チ農工諸般ノ事業ハソノ大部分ニ於テ仍旧習ニ沈澱スルコトヲ免レス今ニ於テ国家将来ノ富力ヲ進メントセハ国民ノ子弟ニ向テ科学及技術ト実業ト一致配合スルノ教育ヲ施スコトヲ務メサルヘカラス……」。

ここでは、「教育と労働」の分離を批判し、「科学技術と実業」の一致を主張するなど、注目すべき内容を含んでいる。こうして、修業年限は3年以内、教科目は修身、読書、習字、算術、実業に関する科目とされて、その発展が期待されていた。加えて、明治27年「実業教育費国庫補助法」によって、実業補習教育にも、わずかながら助成の道をひらいた。授業は土地の情況により夜間、日曜日、一定の季節を限るなどの便宜を設けている。しかし、この実業補習教育は成立当初必ずしも順調な発展をとげなかった。⁽⁴⁾

他方、産業革命の進行に伴って、ますます勃興の気運になった産業資本の要求にたすけられて、32年(1899)に産業教育に関する統一的法令である「実業学校令」が制定された。この段階では、特に工業教育の振興に力点がおかれ、⁽⁵⁾その実業教育費国庫補助法による補助金交付の基準の中に「当分の間農業商業教育を補助するよりは工業教育を補助するを主要とす」と定められていたのは、そのことを明らかに示している。

所で、実業学校令において、実業補習学校もその一種(第2条)と規定され、中等実業教育段階の、乙種工業学校や、乙種農業学校と並んだ、実業教育機関として位置づけられていたことが推定される。しかるに、その実態は、かなり貧弱で文部省自らが「今日実業補習学校ト称スルモノニシテ往々高等小学校ノ教科ニ幾分ノ変更ヲ施シタルニ過キササルカ如キモノアルハ頗ル遺憾トスル所ナリ」⁽⁶⁾と言わざるを得ない状態であった。この為、明治35年1月、実業補習学校規程を改正し、修業年限、教科目、時数、入学資格等に弾力性をもたせ、小学校だけでなく実業学校などにも付設することができると改めて、その発展をはかったが、次の表にも見られるように、実際に多数設置されたのは農業補習学校が中心で、本来のねらいとしての工業補習学校の数には少なかった。

表2

実業学校	学校数		生徒数	
	29年	38年	29年	38年
工業学校	9	34	1,933	5,624
農業学校	38	122	2,548	14,661
商業学校	17	65	4,045	17,701

徒弟学校	17	52	1,875	3,451
商船学校	—	7	—	1,453
水産学校	—	10	—	688
(小計)	81	290	10,401	43,578
実業補習学校	93	2,746	5,377	121,502

表3 実業補習学校の内わけ

	学校数		生徒数	
	29年	38年	29年	38年
工業補習学校	13	95	750	5,704
農業補習学校	54	2,450	2,740	105,098
商業補習学校	26	133	1,887	8,292
商船補習学校	—	1	—	18
水産補習学校	—	67	—	2,390

所で上の表にも認められるように、農業補習学校を中心として発展しはじめた実業補習学校は、やがて、日露戦争後から大正初期にかけて、この傾向を一そう促進した。その間、明治40年の「小学校令改正」をもって、義務教育が6年に延長され、表1にも見られたように急速な就労率の上昇に伴って、さらに就学水準の中等教育年令段階への押上げが予想される。しかるに、次の表4にも認められるように、明治41年と大正5年を比較して、中学校・女学校の生徒数増加はそれ程著しくはない。一般の実業学校も43,000人程度の増加(約1.7倍)に対して、実業補習学校生徒数の増加は38万人の多数、(41年の約3倍)にのぼっている。

表4 1908(明41)——1916(大5)生徒数比較

	中学校	女学校	実業学校	実業補習	高等小学
1908	115,038	46,582	56,573	192,331	632,197
1916	147,467	80,767	99,952	577,750	729,642
(増)	32,429	46,185	43,379	385,419	97,445
(倍率)	1.28	1.73	1.78	3.00	1.15

この表に明らかなように、狭い中等学校への進学之道を閉ざされた大衆の通路は、傍系的な勤労青年の教育機関としての実業補習学校以外になかったことを示している。やがてこのことは当然の要求として、大正デモクラシーの中で、広範な教育改革要求となって現われてくる。その道が、中等教育解放を約束するか、

それとも、より差別的、階層的な教育制度に転進するか、「臨時教育会議」を中心とする教育改革の動向の中で検討されなければならない。

3. 青年会から青年団へ—青年集団の組織化

ひるがえって、ここでは、変ぼうしはじめる農村のきびしい生活の中で生きた「田舎青年」を中心とする青年の組織化への動きを追ってみよう。紀要12集でふれたように、明治10～20年代にわたって、各地の若者組(ムラ共同体の中での青年の封鎖的な生活集団)は次第に解体され、青年会に改編されていった。特に先に見た実業補習学校の成立、普及に各地の青年会は注目すべき役割を果たした。明治26年の実業補習学校の法制化は、別の観点からすれば、青年夜学が組織立てられ、民間的着想と教育実践の一定の成果が、政府によって吸い上げられたものであると見ることもできる。(7)従って、実業補習学校の普及努力(特に農村のそれ)と共に、各地の青年会が修養団体化の要求(特に地域の指導者層=支配層からの強い要求)に応じて、夜学、講話、読書、奉仕活動、実習等を行い、特に補習学校への「出席申し合せ」、「入学奨励」を行った。このような場合、——即ち、青年会の結成、青年夜学(会)の設置、実業補習学校教育への協力、援助等に当時の小学校教員の演じた役割は特に注目される。山本滝之助と青年団の関係は余りにも有名であるが、(8)青年会の必要を説き、その活動に参加する名もない小学校教師が各地に存在する。例えば明治32年9月の「三重県私立教育会雑誌」の中に飯南郡茅原尋常小学校教師(若山操)は、「青年団体の必要」と題して、青年会設立を情熱をこめて提案している。その「青年会摘要」第九は「支部ニテハ時々合シテ談話ヲナサシメ農事ノ隙ヲウカガヒ夜学会ヲ開カシム(教員ノ住宅ヲ各支部ニ配置スレバ一層妙ナラムモ種々ノ事情ニヨリ未ダ果ス事ヲ得ず)」とあり、小学校教員の積極的参加を呼びかけている。(9)このような事例は各地の町村史、郡史等にも散見する。

このようにして、やがて日露戦争前後から、明治40年代にかけて、一方において青年団体の改善が要求されると共に、他方に於て、実業補習教育の振興が叫ばれ、さらに両者の連結、活用が試みられる。明治38年8月、折から日露講和会議がポーツマスで開かれている頃、第5回全国連合教育会が開かれ、文部省はこの会に対して「補習教育ノ発達ヲ図ルニ就テ最モ簡易ニシテ有効ナル方法如何」と諮問を行っている。これに対して「青年団体ノ指導善用ニアリ」と答申している。この連合教育会の席上、山本滝之助は青年団体につい

て詳細な演説を行い、先の答申も山本の意見を基礎として出てきたものといわれている。(10)一方、6月5日ポーツマス講和条約調印の日、東京日比谷公園に集った民衆は、戦争中の労苦がほとんど報いられないと知って、その不満は暴発した。講和反対の国民大会はやがて暴動化する。(日比谷焼打ち事件)9月6日に出された戒厳令(東京市と府下五郡)はその後1か月半も解除されない有様であった。このような情勢の中で、38年9月29日内務省地方局長は青年会の奨励について照会し、特に「青年会にして他の模範となるべき組織事業その他」について各地方長官に回答を求めている。さらに続いて同年10月文部省に設置された通俗教育調査委員会は文相に対して「地方青年団体(若連中、若い衆、青年会等悉く含む)の調査をなすこと」の建議案を提出している。これに基づいて、早くも38年12月27日には普通学務局長名を以て「青年団ニ関スル件」の通達を発し、「……向後益々是ら団体を誘掖指導して一層有効のものたらしむると同時に其の設なき地方に対しては之を設置せしむる等……」地方長官に指示している。さらに39年1月文部省は地方青年団体の概況に関し、小学校教師、山本滝之助の手に成る報告書を官報に発表し、さらに7月、内務大臣原敬は地方長官会議に自ら「地方自治と青年団体」なる小冊子を配布し、その指導方針を示した。(11)

このように青年集団の組織化が官側の注目をひき、その統制指導が進められてくる。この段階で、文部省と内務省は正に一体となって青年の掌握に努めてくる。これに対して、下からの青年のエネルギーは43年4月名古屋市東別院に於て、愛知県青年会主催の下に我が国初の「全国青年大会」が開かれ、文相や内務次官をはじめ、各府県からの代表1941名を含む来会者総数3500名に及び非常な盛会を示した。(12)その議題の中で「時運の要求に応ずる為め大日本青年会の組織を内務、文部両省に出願すること」の一項があり、青年団体の体制化のルートが準備され、やがてそのエネルギーは官側に吸収されていく。これらを背景に大正4年9月15日内務、文部両大臣の名で「青年団体の指導発達に関する件」、同時に次官通達によって「青年団体設置に関する標準」を示した。それは次のような内容をもっている。

青年団体の組織として、「市町村内に於ける義務教育を了へたる者若は之と同年令以上の者を以て組織し其の最高年齢は20年を常例」とし、団体の指導者には「小学校長又は市町村長其他名望ある者の中に就き最も適當と認めたる者をして之に当らしめ、市町村吏員、学校教員、警察官、在郷軍人、神職、僧侶、其他篤志者中適當と認むる者をして協力指導の任に当らしむること……」とした。

明治末から大正のこの時期の動きを示す地方的資料として、岐阜県本巣郡山添村では、明治43年3月公徳会なる青年団体を設け、大正2年青年団に改組し、特に実業補習学校との関係で「山添村に居住する満12年より20年迄の男子は総て之を正会員とす。」在学中の者を除き「正会員は山添村立農業補習学校生徒たるべきものとす」(団村青年会会則第3条)というように密接な関係をもっていた。(13)さらに愛知県においては、「青年会や青年団は、例えば明治42年3月創立の碧海郡安城町青年会、かなり遅れて大正5年5月創立の八名郡青年団、同6年9月結成にかかる西春日井郡聯合青年会等、各都市に相当古くより存在し、名士の講演を開き、或は体育大会を開き、又夜学会を開いて補習教育など」(14)を行った。特に大正4年9月には先にあげた内務文部両省の訓令「青年団体指導に関する件」に基づき、同10月愛知県訓令第29号を以て同趣旨を郡市町村に布達するなど、この頃から、国の社会教育政策はようやく、地方に浸透しはじめる。教職員の団体も又これに動員されはじめる。例えば愛知県教育会は大正4年、通俗教育文庫及び通俗教育事務所を県議事堂構内に設けている。さらに部会として、初等中等教育調査部会と並んで「補習教育及び社会教育調査部会」等も置かれていた。こうして、愛知県教育会雑誌「愛知教育」にも大正中期中以後、青年教育関係論文、資料も多数掲載されるようになった。(15)

4. 教育改革への動き

所で、第1次世界大戦(1914~18)をはきんで、日本の社会経済状況は大きく変動する。一方では大戦を通じての空前の戦争景気と、本格的な金融=独占資本主義の成立であり、他方では、その矛盾の激化である。農村では、17年(大正6年)を中心に小作争議が激化するし、都市では労働争議が頻発した。とりわけロシア革命は日本の支配層を震撼させるに十分な出来事であった。他方、大正デモクラシーを背景に、国民の中等教育、高等教育への改革要求も又急速に激しさを加えていた。

正にその時点で、異例の「上諭」を附して「中外の情勢に照し国家の将来に稽へ内閣に委員会を置き教育に関する制度を審議」する必要が起った。「臨時教育会議官制」(大正6年9月21日)の公布がそれである。その会議の中で、青年期教育の問題がどう論議され、改革への道がどう準備されるか、この点を出発点として、昭和前期に向けての青年教育史の展開は、次稿にゆずらなければならない。

(注)

(1) 明治42年1月小松原文相は社会教育振興の必要を強調し、この年5月の第7回全国連合教育会でも風紀改善、国民品性の陶冶、国民道德の進歩向上のための手段を講じるよう要求している。この会で「社会教育奨励の方法を設け且つ其の目的を以て道府県費より青年団体等の事業に対し、補助金を与えること」を決議している。明治43年の所謂「大逆事件」を契機として、44年5月17日「通俗教育調査委員会」が成立する。

(2) 明治18年、浜尾新（当時、文部省専門学務局長、後、明治30年11月文相となる）は、ヨーロッパ視察を行い、特にドイツの実業補習教育の整備状況をみて、日本においても、この制度の必要を強調した。例えば明治22年、大日本教育会での演説で次のように述べている。「本邦に於ては補習教育に係る問題未だ振興せざるが為に、補習教育の事たる普通教育の裏面を觀、其表面を察するも、現今の状態に於て殊に緊要にして、学令間就学せし児童を補益し、不就学に経過したる子弟を救済し、其实業補習に至っては農商工の殖産に資し、以て各人各家より社会国家に及び、其關係鮮尠にあらず」（千葉敬止：日本実業補習教育史。小尾範治：社会教育概論 P.192）

なお、細谷俊夫は今尾新の実業補習教育創設への功績を認めつつも、実業補習学校のモデルとなったドイツの補習学校がギルドと密接な連携で発達したものであることを見のがしていた欠陥を指摘している。（細谷俊夫編：人物を中心とした産業教育史 S.40）

(3) この訓令の出される事情については、千葉敬止：日本実業補習教育史 P.7～8（S.9）参照

(4) この間の動きについては、木原・田浦編：「現代の人間形成」所収の拙稿「勤労青年教育の発展」参照（S.40 川島書店）

(5) 細谷俊夫編、前掲書 P.19 参照

(6) 明治35年「実業補習学校規程改正ニ関する訓令」（実業補習学校ノ趣旨及施設順序方法）中の言葉

(7) 名大附属学校紀要12集、拙稿「近代日本の青年教育史」（その1）参照

(8) 山本滝之助の「青年会の起らんことを望む」は最初、彼がわずか16才のとき広島県の千年村で小学校雇のとき、村の青少年をかたらって好友会をつくり、その回覧紙に筆で一文を草したものであり、時に明治22年のことである。彼は38年、小学校長となり、さらに44年には沼隈郡立実業補習学校訓導兼校長となり、

大正8年までその職にあって青少年団体の指導、育成にも力をつくしている。「山本滝之助全集」の後書きの中で、田沢義鋪（内務省の課長を経て、大日本青年団の常務理事などを歴任）は、「……文部省をして初めて青年団体に関する通牒を発せしめるに至った裏面の功労者も山本さんであった」といっている。かくして、山本による社会教育実践が、政府によって吸い上げられ、その着想が官側に吸収されていく事情をうかがうことができる。

(9) 明治32年9月「三重県私立教育会雑誌」第12号の中で若山が中心になって設立した青年会の現況を3項目あげて次のように言っている。「1.本会ハ昨年8月ニ創立シ会ヲ開クコト10回会員数95名殊ニ面白キハ妻子アルモノガ多ク出席スルコトナリ、2.各支部ニ稲作試験田1ヶ所ヲ置ケリ試験ハ三重県農事試験場ノ方法ヲ取り別ニ担当人ヲ置カズ木田氏監督ノ下ニ会員一同相集リテ植付、除草等ヲナセリ、3.村内ヨリノ寄附金ヲ以テ幻燈器械1台ヲ新調セリ」などとある。

(10) 「大日本青年団史」(S.17) P.92 参照

(11) このような動きを受けて、例えば愛知県西加茂郡誌（大正15年）は青年団について次のようにいう。「本郡に於る町村青年団は既に明治22年町村制実施以前に是が創立を見たりと雖も、多くは部落本位の集団にして統一なく従って活動見るべきものなく……、しかるに明治40年郡に於ては、町村青年団統一指導を認め、町村青年団の準則を指示してその設置改善を促進し、会則を改訂し、其の認可を請はしめ町村を単位とする統一青年会が成立するに至った」さらに、郡は「青年団の補習夜学を補習奨励し、青年の研究修養を督励」したとある。（同、郡志 P.258）

(12) 愛知県史 (S.17) P.92 参照

(13) 岐阜県「山添村史」(S.5) P.115「……明治43年3月25日、本巢郡山添村公徳会と命名して発会式を挙行し、その後各戸より毎月5銭宛の寄附を仰ぎ之を財源として地方改良の為に尽力す……大正2年に至り公徳会の事業を拡張せんと議起り、青年部設置の運に至る……現山添村青年団の誕生なり。大正4年会則を補正し、山添村青年会と改称し、重きを修養におき殊に補習教育に意を致し……」とある。

(14) 前掲、愛知県史、第4巻 P.929

(15) 大正末期から昭和初期の資料が豊富であるが、これについては、紙数の都合で、次の論稿でとり上げる。